

○南あわじ市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

平成27年3月18日

告示第20号

改正 令和4年3月30日告示第21号

令和4年4月28日告示第52号

令和5年3月31日告示第47号

令和6年3月27日告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域団体が設置する防犯カメラ（犯罪の予防を目的に公道等に常設する映像の撮影、記録等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）の購入及び取付工事に要する経費の一部を補助するため、予算の範囲内で交付する防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に防犯カメラを新たに設置する地域団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯及び住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯及び住民が自由に加入できること。
- (4) 規約及び代表者を決めていること。
- (5) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと又は代表者が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付の対象となる要件は、補助対象者が行う防犯カメラ設置事業であって、別表のとおりする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、犯罪予防を目的として公道等に常設する映像の撮影、記録等の機能を有する機器(防犯カメラシステム)及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する費用とする。

2 補助対象者が、その他の補助事業と併用するときは、補助対象経費から当該補助金を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1箇所につき、補助対象経費と8万円とを比較して少ない方の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、防犯カメラ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは規則第5条の規定により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに防犯カメラ設置費補助金実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、規則第11条の規定により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の場合において、確定した補助金の額が第7条の規定により通知され

た金額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(申請の取下げ)

第10条 規則第6条第1項の市長が別に定める期日は、第7条に規定する通知を受けた日の翌日から起算して15日以内とする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知があったときは、防犯カメラ設置費補助金交付請求書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(財産の管理)

第12条 交付決定者は、当該補助事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を防犯カメラ設置費補助金返還命令書(様式第5号)により命ずることができる。

- (1) この告示の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第8条の規定による報告をせず、又は指示に従わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第21号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第52号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月28日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南あわじ市防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第47号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前に、この告示による改正前の南あわじ市防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定により交付決定をした補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第23号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南あわじ市防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

| 区分 | 補助対象となる要件 |
|------|----------------------------|
| 撮影場所 | 次の各号に掲げる要件を全て満たす撮影場所であること。 |

| | |
|--|---|
| | <p>(1) 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。</p> <p>(2) 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。</p> <p>(3) 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。</p> <p>(4) 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。</p> |
| <p>カメラの撮影機能（レコーダー内蔵型は、レコーダーの録画機能要件も満たすこと。）</p> | <p>次の各号に掲げる要件を全て満たすカメラであること。</p> <p>(1) 有効画素数が38万画素以上であること。</p> <p>(2) カラー画像であること（夜間撮影時を除く。）。</p> <p>(3) 作動時間が1日24時間であること。</p> <p>(4) 夜間も人物等が識別できる撮影機能があること（被写体最低照度0.1ルクス以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨。）。</p> <p>(5) 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p> |
| <p>レコーダーの録画機能</p> | <p>次の各号に掲げる要件を全て満たすレコーダーであること。</p> <p>(1) 記録時間が1日24時間であって、かつ、7日間以上であること。</p> <p>(2) 記録間隔が1秒間に4コマ(4FPS)以上であること。</p> <p>(3) 有効画素数が38万画素（720×480画素）以上の記録ができること。</p> <p>(4) 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>標識の掲示</p> | <p>防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p> |
| <p>地域安全マップの作成</p> | <p>補助対象者が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること。</p> |
| <p>地域の合意</p> | <p>防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。</p> |
| <p>設置許可</p> | <p>防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾又は許可があること。</p> |
| <p>防犯カメラ等管理運用 規程の制定</p> | <p>次の各号に掲げる事項を全て含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 (2) 「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置者の名称」の明示 (3) 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法 (4) 記録した映像の利用及び提供の制限 (5) 苦情処理対応 (6) その他防犯カメラの運用に関すること。 |
| <p>記録した映像の漏洩防止措置</p> | <p>次の各号に掲げる要件を全て満たす情報流出防止措置がとられていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) レコーダー及び外部記録媒体等の固定又は施錠設備による盗難防止措置をとること。 (2) ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定並びに定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。 |